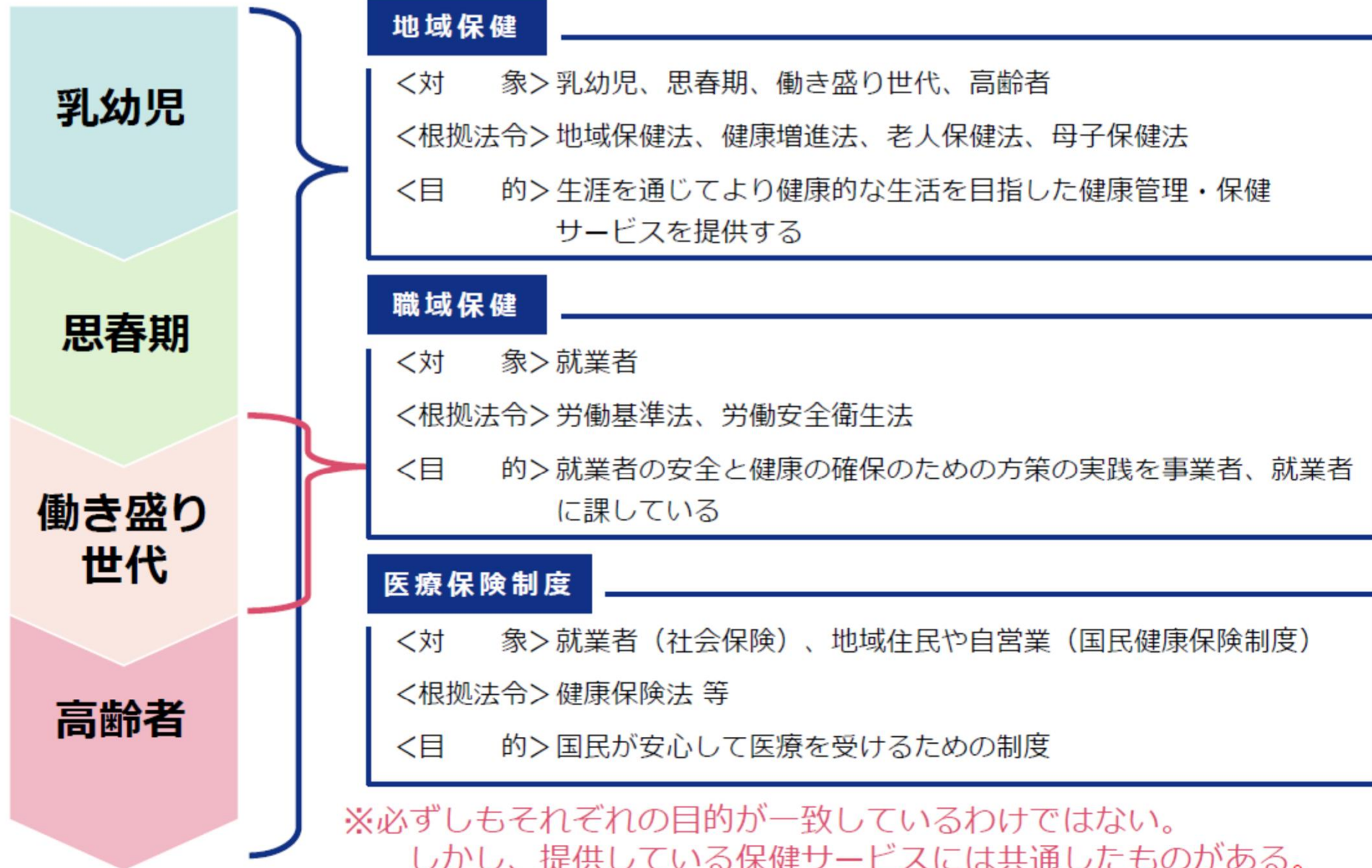


参考資料 3

地域・職域連携推進事業 について

出典：令和4年度地域・職域連携推進関係者会議
(厚労省)資料より

地域・職域連携の基本的理念①



地域・職域連携の基本的理念②

健康増進法（平成15年）の目的

健康に向けての努力を国民に求める

それぞれの健康増進実施事業者の連携を促し、効果的な保健サービスの実行を求めている

健康日本21（第二次）の目的

健康寿命の延伸

生活の質の向上

地域保健と職域保健の
連携が必要不可欠

健康日本21（第二次）目的達成のための **地域保健の課題**

職域保健の現状を把握し連携していく方策が未確立

健康寿命の延伸に向けての実行的な対策をとらなければならない

健康日本21（第二次）目的達成のための **職域保健の課題**

過重労働、メンタルヘルス問題

小規模事業所における産業保健サービスの提供

地域・職域連携推進事業の背景

急速な高齢化と生活習慣病の増加

生活習慣の改善 = 個人の主体的な健康づくりへの取り組みが必要。

生涯を通じて継続した健康管理支援が必要

青壮年層を対象にした保健事業

健康増進法・労働安全衛生法・健康保険法
高齢者の医療の確保に関する法律等にて行われ、
制度間のつながりが明確でない。

地域保健・職域保健で抱える対象者の健康情報が異なり、継続した保健指導が困難

青壮年層を対象とした保健事業における課題

地域全体の健康状況が把握できない。
退職後の保健指導が継続できない。

働き盛り世代からの継続した保健事業が必要

これら
問題解決
のために・・・

地域保健



職域保健

健康情報と
保健事業を共有